

令和 3 年 1月13日発出の緊急事態宣言を受けて、令和 3 年 1月14日(木曜日)から、令和 3 年 2月7日(日曜日)までの間、研修室のご利用時間を午後 8 時までとさせていただいておりましたが、この度の緊急事態宣言の延長を受け、令和 3 年 3月7日(日曜日)まで期間を延長いたします。

ご利用の皆さまには、ご不便等をおかけしますが、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

※酒類のご提供は、午後 7 時までとさせていただきます。